福祉住環境コーディネーター検定試験®

1級公式テキスト　改訂5版

追補資料

●本「１級公式テキスト改訂５版」について、2021年１月末日現在での情報に基づき、内容を追補いたします。
●本追補資料はテキストとともに出題範囲に含まれますので、第47回試験を受験される方は、本追補資料を合わせて学習していただきますようお願い申し上げます。

なお、検定試験において、テキストおよび追補資料いずれにも記載されている事項を出題する場合、原則として法律の時期等を明確にすることといたします。

改訂５版の発刊以降、主な制度について、以下のように改正されています。
この追補資料では、その改正内容などをもとにした内容を記述しています。

１節　地域共生社会をめざす改正法の成立〔第２章第１節、第２節／第４章第２節関連〕 ･･･ ･･ １級 追補１ページ

◎地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律【2020.6.12 法律第 52 号】
◎医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律【2019.5.22 法律第９号】

２節　その他の介護保険制度関連の見直し〔第２章第２節／第４章第２節関連〕･････････ ･･ １級 追補７ページ

３節　障害福祉施策関連〔第２章第３節／第４章第３節関連〕 ･････････ １級 追補 10 ページ

４節　新たな住生活基本計画（全国計画）〔第４章第２節、第３節関連〕 ･･ １級 追補 13 ページ

５節　バリアフリー法等の見直し〔第３章第１節、第２節関連〕･･････････ １級 追補 14 ページ

◎高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律【2020.5.20 法律第 28 号】

６節　その他の見直し ･･ １級 追補 16 ページ

正誤情報（2021/5/28 更新）
P12 下から７行目（誤）「雇用するよう務めなければ…」⇒（正）「雇用するよう努めなければ…」

１節　地域共生社会をめざす改正法の成立〔第２章第１節、第２節／第４章第２節関連〕

地域共生社会の実現を図るため、「社会福祉法」・「介護保険法」等を一体的に見直し（表１）

「地域共生社会」とは、2016（平成 28）年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、政府が掲げた新たな福祉ビジョンであり、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる社会をさしている。

2017（平成 29）年６月２日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」においては、地域包括ケアシステムの深化・推進のなかで、この地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等が掲げられ、介護保険・障害福祉制度において共生型サービスが位置づけられるなどの見直しが行われた。

この見直しからさらに地域共生社会を推進するため、2020（令和２）年６月 12 日に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。

ここでは、主に３年ごとに見直されてきた介護保険制度を改正する「介護保険法」の見直しもあわせ、「社会福祉法」、「老人福祉法」など、幅広い法律の改正が行われている。

表１　「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、❶地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、❷地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、❸医療・介護のデータ基盤の整備の推進、❹介護人材確保および業務効率化の取り組みの強化、❺社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。	
※地域共生社会	子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日閣議決定））

改正の概要

❶地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業およびその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

❷地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進　【介護保険法、老人福祉法】

１．認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国および地方公共団体の努力義務を規定する。
２．市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
３．介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

❸医療・介護のデータ基盤の整備の推進
【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（医療介護総合確保推進法）】

１．介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
２．医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護 DB）

等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする。
３．社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

❹介護人材確保および業務効率化の取り組みの強化
【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

１．介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保および業務効率化の取り組みを追加する。
２．有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
３．介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務づけに係る現行５年間の経過措置を、さらに５年間延長する。

❺社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

2021（令和３）年４月１日(ただし、❸－２および❺は公布の日（2020 年６月 12 日）から２年を超えない範囲の政令で定める日、❸－３および❹－３は公布日)

重層的支援体制整備事業の新設（表１-❶関連）

「社会福祉法」の改正により、重層的支援体制整備事業が新たに位置づけられた。主に、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援という３つの支援を一体的に実施することを特徴とする。

ここでは、「社会福祉法」の規定に基づく事業と、他の法律に基づく事業を一体的のものとして実施する。たとえば、①断らない相談支援では、介護・障害・子ども・困窮の既存制度における各相談支援に係る事業を一体的として実施し、地域生活課題を抱える地域住民やその家族、その他の関係者からの相談に本人・世帯の属性にかかわらず受け止め、包括的に応じる。「介護保険法」に規定する包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法)」に規定する地域生活支援事業（障害者相談支援事業）などが該当する。

②参加支援では､各分野において行われていた既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため､地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。本人と支援メニューのマッチングを行い、また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を行ったり、本人や世帯のニーズや状態にあった支援メニューをつくる（たとえば、養護老人ホームにおいて、居住に課題を抱える人の支援のため、空床を活用した契約による入所を実施するなど)。

さらに、③地域づくりに向けた支援では、介護・障害・子ども等各制度の事業を一体的に実施し、世代や属性を超えた住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。また、多様な地域づくりの担い手が出会い、学びあうなかから新たな展開を育むため、分野を問わないプラットフォームを形成したり、既存のものの活性化を図ったりする。

重層的支援体制整備事業には、このほか、地域社会からの孤立が長期にわたる者など継続的な支援を必要とする地域住民・その世帯に対して、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供や助言を行う事業(④アウトリーチ等を通じた継続的

支援事業）や、複数の支援関係機関が地域生活課題を解決するために有機的な連携の下その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業（⑤多機関協働事業）、多機関協働事業等の⑥プラン作成に関する事業が位置づけられている。このように、重層的支援体制整備事業は３つの支援を行う事業と、これらを支える３事業の、計６つの事業に分類されている。

なお、重層的支援体制整備事業は、希望する市町村の手挙げに基づく任意事業となっている。

改正法による介護保険制度の改革（表１−❷〜❹関連）

〇認知症施策の推進を国・地方公共団体の努力義務に

今回の法改正により、「介護保険法」に規定する認知症に関する施策の総合的な推進等について見直しが図られた。ここでは、認知症施策推進関係閣僚会議において 2019（令和元）年６月 18 日に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」にそった施策の推進等が盛り込まれており、次のような改正が行われる。

１　国・地方公共団体は、研究機関、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症の予防等に関する調査研究の推進ならびにその成果の普及、活用および発展に努めるとともに、地域における認知症である者への支援体制の整備その他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

２　国・地方公共団体は、認知症に関する施策の推進にあたっては、認知症である者が地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することができるように努めなければならない。

認知症の定義についても見直され、「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態」とされた。この「政令で定める状態」は、具体的には、①診断名がついて「疾患」として明確なものだけではなく、何かしらの症状はあるが原因が「特定不能」のようなものも含むこと、②せん妄や鬱病等の認知症以外の精神疾患によるものを含まないことが規定される予定となっている（なお、「認知症施策推進大綱」については、本追補資料９ページ参照）。

〇地域支援事業におけるデータ活用の努力義務化等

「介護保険法」の見直しにより、市町村が地域支援事業を行うにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとされた。

従来、国は市町村から提供されるデータを調査・分析し、各都道府県・市町村が介護保険事業計画等を策定するにあたり、地域分析に資するようなデータを公表するしくみが設けられている。介護保険等関連情報とはこの国が調査・分析を行う範囲の情報であり、これまでは①介護給付等に要する費用の額に関する地域別・年齢別・認定別の状況等、②被保険者の認定における調査に関する状況等の２点を指していたが、今回の改正によりこの範囲が拡大され、③介護サービスを利用する要介護者等の心身の状況等・提供されるサービスの内容等、④地域支援事業の実施状況等が含まれるようになった。ただし③④は、調査・分析の結果については公表するよう努めるものとする、努力義務規定となっている。

関連データの活用により、地域支援事業のより効果的・効率的な取り組みが推進される。

〇高齢者向け住まいの設置状況等を介護保険事業計画に記載

介護保険制度において市町村介護保険事業計画・都道府県介護保険事業支援計画は、基本的に３年を１期として策定されており、2021（令和３）年度からは第８期の計画期間となっている。

それに伴い、介護保険事業計画等の記載内容についても、見直しが行われた。

具体的には、市町村介護保険事業計画については、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保・資質の向上・その業務の効率化および質の向上に資する都道府県と連携した取り組みに関する事項について定めるよう努める。このほか、認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅のそれぞれの入居定員総数についても定めるよう努める。また、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通しを勘案して作成されなければならないものとする。

都道府県介護保険事業支援計画についても、介護給付等対象サービス等に従事する者の業務の効率化・質の向上に資する事業に関する事項、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅のそれぞれの入居定員総数について定めるよう努める。

なお、市町村介護保険事業計画・都道府県介護保険事業支援計画は、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」に即して策定されるが、この基本指針についても、介護保険法の見直しにあわせて2021年１月29日に告示された。ここでは、上記の有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る記載事項の追加や都道府県・市町村間の情報連携の強化のほか、地域共生社会の実現に向けた考え方や取り組みの記載、災害や感染症対策に係る体制整備など、**表２**の事項について記載の充実が図られている。

なお、この基本指針の見直しについては、同年４月１日より適用される。

表２　第８期の基本指針において記載が充実された事項

１　2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備（地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定）
２　地域共生社会の実現（実現に向けた考え方や取り組みについて記載）
３　介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
○一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルにそった推進」「他の事業との連携」等について記載 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載 ○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定 ○PDCA サイクルにそった推進にあたり、データ利活用の推進やそのための環境整備について記載　等
４　有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
○住宅型有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載 ○整備にあたっては、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
５　認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
○認知症施策推進大綱にそって、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざすため、５つの柱に基づき記載　等
６　地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および業務効率化の取り組みの強化
○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載 ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICT の活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載 ○総合事業等の担い手確保に関する取り組みの例示としてボランティアポイント制度等について記載　等
７　災害や感染症対策に係る体制整備（近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載）

情報の連結解析等を規定した令和元年の改正法

2020（令和２）年６月に公布された、社会福祉法等の改正法の以前に、医療保険制度におけるオンライン資格確認等の実施に向けた「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が、2019（令和元）年５月に公布された。介護保険法の見直しについてはここでも行われており、前述した介護保険等関連情報とは、この改正により規定された名称となっている。この法律により、「介護保険法」においても、医療に関する法律との情報連結等、**表３**のような見直しが図られている。

表３　介護保険法等の見直しの概要（2019 年５月公布改正）

改正の概要（施行日）	改正する法律
■NDB、介護 DB 等の連結解析等（2020 年 10 月１日（一部の規定は 2022 年４月１日）） ・医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護 DB）について、各 DB の連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う（DPC データベースについても同様の規定を整備）。	高確法、介護保険法、健康保険法
■高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等（2020 年４月１日） ・75 歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。	高確法、国民健康保険法、介護保険法

この改正法による見直しでは、本人を識別することや情報の復元ができないよう加工した介護保険等関連情報（匿名介護保険等関連情報）の利用・提供についての規定のほか、「高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）」に規定される匿名医療保険等関連情報との連結した利用等（2020（令和２）年 10 月施行）や、「健康保険法」に規定される匿名診療等関連情報との連結解析（2022（令和４）年４月施行）が規定されている。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する枠組みなども構築されている（2020 年４月施行）。これにより、市町村は地域支援事業を行うにあたって、①後期高齢者医療広域連合（後期高齢者医療制度において市町村が設ける医療の事務を処理する広域連合）との連携を図るとともに、②「高確法」に規定する高齢者保健事業および「国民健康保険法」に規定する国民健康保険保健事業**（表４）**とを一体的に実施するように努める。

表４　高齢者保健事業・国民健康保険保健事業の概要

高齢者保健事業	後期高齢者医療広域連合が実施する、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査および保健指導ならびに健康管理および疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業
国民健康保険保健事業	市町村が実施する、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業のうち、74 歳までの高齢者の心身の特性に応じた事業

市町村は、地域支援事業の実施にあたって必要なときは、他の市町村や後期高齢者医療広域連合に対して、必要な情報の提供を求めることができる（こうした情報のやりとりは、国民健康保

険団体連合会のデータベースを介することにより、市町村における一体的実施に繋げていく)。
地域支援事業におけるデータ利活用の努力義務化は、こうした見直しの上に改正されている。

２節　その他の介護保険制度関連の見直し〔第２章第２節／第４章第２節関連〕

総合事業の対象者とサービス単価上限の弾力化

地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の、訪問型・通所型のサービス等（サービス事業）については、従来、要支援者や基本チェックリスト該当者（事業対象者）が支援の対象となっていた。

これについて、市町村の補助により実施される住民主体サービスについては、市町村の判断によって、要支援等から継続的に利用する要介護者についても、対象とすることが可能となる（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（2020（令和２）年 10 月 22 日公布、2021（令和３）年４月１日施行））。

また、サービス事業のサービス価格については、国が定める額を上限とする取り扱いとなっていたが、これを上限ではなく目安とする見直しが実施される。

令和３年度介護報酬改定等による見直し

介護保険制度において、保険給付に係るサービスを実施した事業所等に支払う対価は介護報酬と呼び、原則、介護保険制度における計画期間にあわせて３年に１回見直しが行われている。

この介護報酬の改定について、2021（令和３）年４月から実施される。今回の改定は、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生するなかで、①感染症や災害への対応力強化を図るとともに、団塊の世代のすべてが 75 歳以上となる 2025（令和７）年に向けて、2040（令和 22）年も見据えながら、②地域包括ケアシステムの推進、③自立支援・重度化防止の取り組みの推進、④介護人材の確保・介護現場の革新、⑤制度の安定性・持続可能性の確保を図るものとなっている。

〇感染症対策・業務継続に向けた取り組みの強化等

介護サービス事業者に対して、感染症の発生およびまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、①施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施および、②その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等の取り組みを義務づける。また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

ただし、これらの義務づけについては、３年間（2024（令和６）年３月 31 日まで）の経過措置が設けられている。

このほか、災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系サービス、短期入所系サービス、特定施設入居者生活介護等、施設系サービス）を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

○個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着をめざし、ユニットケアを推進する観点から、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院および短期入所生活介護・短期入所療養介護事業所の１ユニットの定員について、見直しが行われる。

具体的には、従来定員については、おおむね 10 人以下としなければならないとされていたが、原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。

なお、当分の間は、従来の入居定員を超えるユニットを整備する場合、ユニット型施設における夜間および深夜を含めた介護職員･看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることが求められる。

また、従来、ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない取り扱いとされていた（ユニット型個室的多床室）。これについて、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することが禁止される。

○地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護）について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数が弾力化されるとともに、サテライト型事業所の基準が創設される。

認知症グループホームは地域密着型サービス（定員 29 人以下）であることを踏まえ、経営の安定性の観点から、ユニット数については従来、「原則１又は２、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は３」とされていたが、これについて、「１以上３以下」と見直される。

サテライト型事業所の基準については、複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようにする観点から創設される。

サービス提供体制を適切に維持できるよう、サテライト型事業所のユニット数については、本体事業所のユニット数を上回らず、かつ、本体事業所のユニット数との合計が最大４までとする。

○テクノロジーの活用等を評価

テクノロジーの活用により介護サービスの質の向上および業務効率化を推進していく観点から、介護老人福祉施設等が見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置基準を見直す。

たとえば、2018（平成 30）年度に実施された介護報酬改定においては、介護ロボットの活用推進として、見守り機器を入所者数の 15%以上に設置することにより、加算に必要な追加の人員配置基準を緩和するなどの見直しが実施されたが、2021（令和３）年度の介護報酬改定においては、それを 10%以上に緩和する。

一方、見守り機器 100%の導入やインカム等の ICT の使用、安全体制の確保の実施等を要件に、さらに緩和するなどの見直しが実施される。また、見守り機器 100%の導入やインカム等の使用を要件に、夜間の人員配置基準を緩和するなどの見直しが行われる。

また、職員体制等を要件とする加算において、テクノロジー活用を考慮した要件を導入する。

このほか、介護報酬の算定に必要な要件のなかには、各種会議等の実施が規定されているものもあるが、こうした各種会議等の実施について、感染予防や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認める見直しが行われる。

○福祉用具の全国平均貸与価格および貸与価格の上限の取り扱いの見直し

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保するため、福祉用具貸与については、2018（平成 30）年 10 月から、国による全国平均貸与価格の公表と、貸与価格の上限の設定が行われている。設定された上限価格等については、従来おおむね１年に１度の頻度で見直しを行うこととされていたが、これについて、2021（令和３）年４月貸与分から適用する価格を見直した上で、その後、３年に１度の頻度で見直すこととなった。

また、新商品については、これまでどおり３か月に１度の頻度で上限価格等を設定するが、2020（令和２）年７月・10 月・令和３年１月以降貸与分として上限価格等を設けられた商品については、次回の見直しは 2024（令和６）年４月貸与分から適用する価格において行われる。

認知症施策推進大綱を取りまとめ

認知症施策については、2015（平成 27）年１月に策定された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」で示されている７つの柱にそって推進してきたが、さらに強力に推進していくため、認知症施策推進関係閣僚会議において、2019（令和元）年６月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

ここでは、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的考え方としている。「共生」「予防」の意味は、**表５**の通り。

表５　認知症施策推進大綱における「共生」「予防」の意味

共生	認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味。 引き続き、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望をもって前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域のなかで尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会をめざす。
予防	「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスの収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取り組みに重点を置く。結果として、70 歳代での発症を 10 年間で１歳遅らせることをめざす。また、認知症の発症や進行のしくみの解明、予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

こうした基本的な考え方の下、新オレンジプランに位置づけられていた７つの柱を再編し、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の５つの柱にそって、具体的な施策を推進していく。

具体的な施策は、それぞれ KPI／目標が設定されており、たとえば「予防」においては、「介護予防に資する通いの場への参加率を８％程度に高める」などが掲げられている。また、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」においては、住宅の確保の推進や地域支援体制の強化等も掲げられており、**表６**のような数値目標が設定されている。

なお、対象期間は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（令和７）年までとし、策定後３年を目途に、施策の進捗を確認するものとする。

表６　認知症施策推進大綱における数値目標（抜粋）

○高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合：４％
○住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数：17.5 万戸（2020 年度末）
○本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐしくみ（チームオレンジなど）の整備：全市町村
○居住支援協議会に参画する市区町村および自ら設立する市区町村：合計が全体の 80%（2020 年度末）
○市町村の圏域を越えても対応できる見守りネットワークを構築

３節　障害福祉施策関連〔第２章第３節／第４章第３節関連〕

第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の策定

障害福祉計画は、2006（平成 18）年度からの第１期計画より、その後３年ごとに策定され、2018（平成 30）年度には第５期計画が策定された。一方、「児童福祉法」に基づく障害児福祉計画については、2018（平成 30）年度から３年の計画期間により、第１期計画が策定されていた（障害福祉計画と障害児福祉計画は一体のものとして作成することが可能）。

これらの計画については、2020（令和２）年度末にて計画期間が終了することから、基本的事項や成果目標等を定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」の見直しが 2020 年５月 19 日に告示された。

基本指針見直しの主なポイントは、①地域における生活の維持および継続の推進、②福祉施設から一般就労への移行等、③「地域共生社会」の実現に向けた取り組み、④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、⑤発達障害者等支援の一層の充実、⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備、⑦相談支援体制の充実・強化等、⑧障害者の社会参加を支える取り組み、⑨障害福祉サービス等の質の向上、⑩障害福祉人材の確保となっており、このうちの⑧⑩については、今回の基本指針の見直しにより、基本的理念として盛り込まれている。

特に障害者の社会参加を支える取り組みでは、障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援するべきとされており、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえた障害者の個性・能力の発揮および社会参加の促進を図ることや、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえた環境整備の計画的推進について記されている。なお、それぞれの法律の目的・概要については**表７**のとおり。

市町村・都道府県においては、この基本指針に即して、2021（令和３）年度から 2023（令和５）年度までの、第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画を策定する。

表７　「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」等の目的・概要

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成 30 年法律第 47 号）
障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を図る。

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項等を定める。これにより、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する。

障害福祉サービス等報酬改定による見直し

障害福祉施策においても、新たな障害福祉計画等の計画期間の始まりとなる 2021（令和３）年４月より、障害福祉サービス等報酬の改定が実施される。今回の改定は、①障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等、②効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応、③医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進、⑤感染症や災害への対応力の強化、⑥障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直しという、６つの基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行うものとなっている。主要な事項としては、以下が挙げられる。

○感染症や災害への対応力の強化

介護報酬改定同様、感染症の発生およびまん延防止等に関する取り組みの強化が図られる。具体的には、すべての障害福祉サービス等事業者を対象に、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。また、感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、すべての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務づける。

これらの義務づけについては、３年間（2024（令和６）年３月 31 日まで）の経過措置が設けられている。

さらに、非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求める。

このほか、障害福祉現場の業務効率化を図るため、運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わないまたは必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いての実施が可能であることを明確化する。

○地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実

地域生活支援拠点等とは、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの５つを柱とする障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことであり、第６期障害福祉計画では、2023（令和５）年度末までの間に各市町村または各圏域に１つ以上確保しつつ、機能充実のための検証・検討することを基本としている。

この地域生活支援拠点等について、整備の促進や機能の充実を図る見直しが実施される。

具体的には、市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた居宅介護事業所等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、地域定着支援）について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する。また、市町村が地域生

活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する。

○居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

障害者の居住先の確保および居住支援を充実する観点から、地域相談支援事業者または自立生活援助事業者が「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（居住支援法人）または住宅確保要配慮者居住支援協議会（居住支援協議会）との連携体制を構築し、月に１回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価する見直しが図られる。

また、地域相談支援事業者や自立生活援助事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明および指導を行った上で、「障害者総合支援法」に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保・居住支援に係る課題を報告することを評価する見直しが図られる。

「障害者総合支援法」の対象疾病を追加

「障害者総合支援法」の対象となる難病等については、2013（平成 25）年４月より当面の措置として「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ 130 疾病からスタートしたが、指定難病と小児慢性特定疾病を踏まえ、2015（平成 27）年１月より第１次対象疾病として 151 疾病に拡大された。また、2015 年７月には第２次対象疾病として 332 疾病へと拡大されて以降、対象疾病は指定難病より範囲が広くなっており、その後も 359 疾病まで拡大していた。

2019（令和元）年５月 17 日の第７回障害者総合支援法対象疾病検討会では、①治療法が確立していないこと、②長期の療養を必要とすること、③診断に関して客観的な指標による一定の基準が定まっていることを「障害者総合支援法」の対象となる難病の要件として、その後の指定難病の検討状況等を踏まえ、対象疾病を見直す案が示された。

同年６月 27 日には疾病の範囲を定める告示が改正され、７月１日より 359 疾病から 361 疾病に範囲を拡大している（一部対象を明確化した疾病および対象外とした疾病については、経過措置を設けており、改正告示の適用の際に障害福祉サービス等の対象となっている場合は、継続利用を可能としている）。

「障害者雇用促進法」の見直し

2019（令和元）年６月 14 日に、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正された。これは、障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れおよび継続雇用の支援等の措置を講ずることを趣旨としており、一部の規定を除き 2020（令和２）年４月１日に施行された。

国・地方公共団体に対する措置では、自ら率先して障害者を雇用するよう務めなければならないとする責務規定の見直しが行われた（2019 年６月 14 日施行）。また、厚生労働大臣は障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国・地方公共団体は同指針に即して障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないとされた。なお、障害者活躍推進計画作成指針については、2019 年 12 月 17 日に告示され、具体的な事項のほか、計画期間についてはおおむね２年間から５年間とすることが望ましい旨などが示されている。

一方、民間の事業主に対する措置では、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内に

ある特定短時間労働者を雇用する事業主に対し、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金のしくみが創設されたほか、障害者の雇用の促進等に関する取り組みに関しその実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主（常時労働者 300 人以下）を認定する制度（もにす認定制度）が創設された。

なお、「障害者雇用促進法」に規定されている法定雇用率については経過措置が削除され、2021 年３月１日から**表８**のとおり引き上げられている。

表８　「障害者雇用促進法」による法定雇用率

	～2018 年３月	～2021 年２月	2021 年３月～
一般の民間企業	2.0%（50 人以上）	2.2%（45.5 人以上）	2.3%（43.5 人以上）
特殊法人	2.3%（43.5 人以上）	2.5%（40 人以上）	2.6%（38.5 人以上）
国および地方公共団体	2.3%（43.5 人以上）	2.5%（40 人以上）	2.6%（38.5 人以上）
都道府県教育委員会	2.2%（45.5 人以上）	2.4%（42 人以上）	2.5%（40 人以上）

４節　新たな住生活基本計画（全国計画）〔第４章第２節、第３節関連〕

「住生活基本計画（全国計画）」は、住生活基本法に基づいて策定されており、2016（平成 28）年３月に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」については、政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて、おおむね５年後に計画を見直し、所要の変更を行うこととされていた。こうしたことから、社会資本整備審議会住宅宅地分科会において、新たな「住生活基本計画（全国計画）」の見直しについて検討され、2020（令和２）年 11 月９日の中間取りまとめ等を経て、パブリックコメントにかけられた。

2021（令和３）年度から 2030（令和 12）年度までを計画期間とした新たな「住生活基本計画（全国計画）」については、2021 年３月に閣議決定を行うスケジュールとなっているが、現時点で示されている案では、住生活の安定の確保および向上の促進に関する目標ならびにその達成に向けた基本的な方針および施策として、３つの視点および８つの目標が示されている**（表９）**。

表９　新たな住生活基本計画（全国計画）の３つの視点と８つの目標

１.「社会環境の変化」からの視点	
目標１	「新たな日常」や DX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展等に対応した新しい住まい方の実現
目標２	頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保
２.「居住者・コミュニティ」からの視点	
目標３	子どもを産み育てやすい住まいの実現
目標４	多様な世代が支え合い、高齢者が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり
目標５	住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
３.「住宅ストック・産業」からの視点	
目標６	脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成
目標７	空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進
目標８	居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

それぞれの目標には基本的な施策が記されているほか、目標の全国的な達成状況を定量的に測

定するため、成果指標も設けられている。

たとえば、「目標４」の「多様な世代が支え合い、高齢者が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり」では、高齢者の居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能および断熱性能を有する住宅の割合を、17%（2018（平成 30）年）から 25%（2030（令和 12）年）まで引き上げるほか、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を 2.5%（2018 年）から 4%（2030 年）まで引き上げる。

このほかにも、「目標７」の「空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進」では、市区町村の取り組みによる除却等がなされた管理不全空き家数９万物件（2019（平成 27）年５月～2020（令和２）年３月）を 20 万物件（2021 年～2030 年）とするほか、居住目的のない空き家数 349 万戸（2018 年）を 400 万戸程度におさえる（2030 年）などとされている。

５節　バリアフリー法等の見直し〔第３章第１節、第２節関連〕

バリアフリー法の改正と基本方針等の見直し

2018（平成 30）年に公布された「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の施行や東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化することが必要となっている。

こうした背景から、2020（令和２）年５月 20 日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（バリアフリー法）」が改正され、**表 10** のような見直しが図られる。

表 10　バリアフリー法改正の概要（2020 年５月改正）

１　国民の理解の増進および協力の確保を図るための制度の整備
❶法律の目的を達成するための措置に、移動等円滑化に関する国民の理解の増進および協力の確保を図るための措置を追加 ❷移動等円滑化の促進に関する基本方針および移動等円滑化促進方針の記載事項に、移動等円滑化の促進に関する理解の増進および移動等円滑化の実施に関する協力の確保に関する基本的な事項等を追加 ❸教育啓発特定事業（市町村または施設設置管理者が実施する学校と連携して行う教育活動の実施・住民その他の関係者の理解の増進または協力の確保のために必要な啓発活動の実施）が基本構想に位置づけられた場合は、市町村等は計画を作成し実施する ❹移動等円滑化の促進に関する基本方針等に係る規定の主務大臣に文部科学大臣を追加
２　国の援助および情報提供の確保に関する規定の整備
❶国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならない ❷国は、高齢者、障害者等による観光施設等の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他の措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずる
３　高齢者障害者等用施設等の利用に関する規定の整備
❶この法律において、高齢者、障害者等の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものを、「高齢者障害者等用施設等」とする ❷国および国民の責務に、高齢者、障害者等の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮に係る規定を追加する。施設設置管理者は、当該配慮についての広報活動および

啓発活動を行うよう努めなければならない
４　旅客特定車両停留施設に係る道路管理者の基準適合義務等の創設
❶特定車両停留施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを、「旅客特定車両停留施設」とする ❷道路管理者は、新設旅客特定車両停留施設を道路移動等円滑化基準に適合させ、また、その管理する新設旅客特定車両停留施設を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
５　一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる「特別特定建築物」の範囲を拡大
６　公共交通事業者等が講ずべき措置の拡充
❶公共交通事業者等は、新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守しなければならない。また、旅客施設等（新設旅客施設等を除く）を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守するよう努めなければならない ❷公共交通事業者等が他の公共交通事業者等に対し移動等円滑化のための措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、旅客施設等の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき等正当な理由がある場合を除き応じなければならない。

※１・２は 2020（令和２）年６月 19 日、３～６は 2021（令和３）年４月１日施行

これに伴い、移動等円滑化の促進に関する基本方針についても、2020 年６月・12 月に見直されている（施行はそれぞれ 2020 年６月 19 日・2021 年４月１日）。また、旅客施設・車両等についてハード・ソフト両面から移動等円滑化のための措置を講ずるため、2018（平成 30）年５月 25 日に公布された前回の改正法により定められた、「旅客施設及び車両等の移動等円滑化の促進に関する公共交通事業者等の判断の基準」（2019（平成 31）年３月８日告示）についても、2020 年 12 月 25 日に見直しが図られている（2021 年４月１日施行）。

バリアフリー整備ガイドラインの改訂

公共交通機関には、旅客施設または車両等を新設・導入等する場合の適合義務を定めた「公共交通移動等円滑化基準」やバリアフリー整備のあり方を示した「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」があり、社会情勢の変化や技術向上等に合わせ、必要に応じてそれらを見直すことにより、スパイラルアップが図られている。このうち、バリアフリー整備ガイドラインでは、主に**表 11** のような見直しが行われている。

表 11　バリアフリー整備ガイドラインの見直し

	旅客施設編	車両等編
2019 年４月	○鉄道駅の島式ホームにおける内方線付き点状ブロックの敷設方法について一部内容を追記　等	○貸切バス車両等が新たに適合義務の対象となったことによる都市内路線バス、都市間バスに貸切バス車両の項目を追加　等
2019 年 10 月	○鉄軌道駅のプラットホームにおける車両とプラットホームの段差および隙間の縮小、乗降位置表示の記載内容の修正	○通勤型鉄道・地下鉄道、都市間鉄道における乗降口の段差・隙間の記載内容の追加
	○第５部「情報提供のアクセシビリティ確保に向けたガイドライン」を新設	
2020 年３月	○視覚障害者のための案内設備について一部内容を追記・変更	○ユニバーサルデザインタクシーのスロープの耐荷重について一部内容を追記・変更
2020 年 10 月	―	○都市間鉄道における「車椅子スペースと座席」について一部内容を追記・変更

６節　その他の見直し

改正個人情報保護法が公布〔第２章第１節関連〕

個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、2020（令和２）年６月 12 日の「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」により、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が見直された（施行は一部の規定を除き公布の日から２年を超えない範囲内において政令で定める日）。

ここでは、法定刑の引き上げ等ペナルティのあり方の見直し（2020 年 12 月 12 日施行）や、日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする・外国にある第三者への個人データの提供時に移転先事業者における個人情報の取り扱いに関する本人への情報提供の充実等を求めるといった、法の域外適用・越境移転のあり方の見直しなどのほか、主に**表 12** のような改正が実施される。

表 12　改正個人情報保護法の概要

■個人の権利のあり方
・利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。 ・保有個人データの開示方法（※）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。 （※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。 ・個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。 ・６か月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。 ・オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。 （※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。
■事業者の守るべき責務のあり方
・漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、委員会への報告および本人への通知を義務化する。 （※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。 ・違法または不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。
■データ利活用に関する施策のあり方
・イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。 ・提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務づける。